

(公 印 省 略)
介高第924-50号
令和6年12月25日

各養護老人ホーム施設長
各特別養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各介護老人保健施設管理者
各介護医療院管理者
各有料老人ホーム設置者
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者
各居宅サービス事業所管理者

} 様

群馬県健康福祉部福祉局介護高齢課長 大熊 諭

介護保険施設等における事故の報告様式等について

平素から、県高齢福祉行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省老健局高齢者支援課他2課から11月29日付けの通知により、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」において、「様式の統一化や電子的な報告に向けて、市町村に対して、事故情報の電子的な受付を実施するよう周知する」とされたことを踏まえ、電子的な報告及び受付を想定した介護保険施設等における事故報告の様式の周知依頼がありましたので、御案内いたします。

また、報告方法について、「原則、電子メール等の電磁的方法により行うものとする。」とされたことを踏まえ、これまで書面による報告としていた取扱いを、今後は原則、電子メールによる報告に変更することとします。具体的な報告方法及び報告先は別紙のとおりですので、御確認ください。

なお、群馬県が所管する介護福祉施設については、平成25年9月13日付健福第607-4号「社会福祉施設等における事故等及び虐待の防止について」を発出しており、当該通知は、引き続き運用を継続いたしますが、群馬県への事故報告については、今回送付する様式にて御報告をお願いいたします。

事務担当

福祉施設係（電話：027-226-2569）

保健・居住施設係（電話：027-226-2566）

居宅サービス係（電話：027-226-2575）

(別紙)

報告方法及び報告先について

○養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

・介護高齢課福祉施設係 (kourei-shisetu@pref.gunma.lg.jp) へ提出。

○介護老人保健施設、介護医療院

・介護高齢課保健・居住施設係 (kaigo-kiban@pref.gunma.lg.jp) へ提出。

○有料老人ホーム

・介護高齢課保健・居住施設係 (kaigo-kiban@pref.gunma.lg.jp) 及び施設所在地を管轄する保健福祉事務所のメールアドレス（下記参照）へ同時送信により提出。

○サービス付き高齢者向け住宅

・住宅政策課 (sakoujuu01@pref.gunma.lg.jp) へ提出。

○居宅サービス事業所

・介護高齢課居宅サービス係 (kourei-jigyo@pref.gunma.lg.jp) 及び事業所所在地を管轄する保健福祉事務所のメールアドレス（下記参照）へ同時送信により提出。

○各保健福祉事務所メールアドレス

- ・伊勢崎保健福祉事務所 : isehofuku@pref.gunma.lg.jp
- ・渋川保健福祉事務所 : shibuhofuku@pref.gunma.lg.jp
- ・富岡保健福祉事務所 : tomihofuku@pref.gunma.lg.jp
- ・吾妻保健福祉事務所 : agahofuku-kifukusi@pref.gunma.lg.jp
- ・利根沼田保健福祉事務所 : tonehofuku-kifukusi@pref.gunma.lg.jp
- ・太田保健福祉事務所 : ootahofuku-kifukusi@pref.gunma.lg.jp
- ・館林保健福祉事務所 : tatehofuku@pref.gunma.lg.jp

※メールの誤送信等による個人情報の漏えい等については、十分に注意すること。

※保険者の市町村への報告方法等については、各市町村へ確認すること。